

国名	コメント概要	回答
タイ	ガイドラインに全面的に賛成。だが、途上国には様々な環境の違いがあり、一律的に手続きや考えを適用すべきではない。タイは、日本の技術協力の実施方式を、伝統的なドナー方式から、パートナーシップに変えつつあり、お互いに責任を共有しようと試みている。同ガイドラインは、この考えを含めるべき。	本ガイドラインは、相手国のEIA制度等、環境社会配慮の仕組みを最大限尊重した上で、必要な支援を行なうという位置づけです。環境社会配慮の支援の内容は個々の案件ごとに相手国政府と協議の上決定いたします。
中華人民共和国	ガイドラインの導入による、環境影響評価に多大な予算と労力が投入される結果、協力事業に遅れが出たり、事業量が減少することが懸念されるので、環境社会配慮を含む事業実施全体の効率性にも配慮願いたい。	本格的な環境社会配慮を実施すべき案件は、地域社会に重大な影響を与える大規模な事業です。この種の事業は、早い段階で配慮を行うことで、結果として、事業の工期が短縮されることが一般的です。案件ごとに適切な配慮が行われるよう、スクリーニングやスコーピングの手続きを工夫するなどの対応を行います。
中華人民共和国	環境影響評価の中でJICAが実施するカテゴリ分類及び情報公開に当たっては、その内容について事前に中国側と協議願いたい。	カテゴリ分類及び情報公開については、事前調査やS/W等の合意文書を取り交わす時に、相手国政府と協議いたします。
中華人民共和国	中国も環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施しており、その結果を尊重願いたい。	ガイドラインでは、相手国の環境影響評価制度を尊重し、必要に応じて支援を行なうという立場です。
ホンジュラス	カテゴリ分類：事業の分類は4段階で、影響が低いものから順に1種、2種、3種に分類され、影響がない事業は4種となる。さらに3種事業は、本格EIAが適用される事業と、説明会を開催する事業という分類がある。手続の結果として、許認可および緩和策に関する契約書が発行される。	JICAのガイドラインもほぼ同様のカテゴリ分類を行いますが、貴国による分類と整合性を図ります。個々の案件毎に支援の内容を、協議を行って決定します。
ホンジュラス	フォローアップ：カテゴリ2と3の案件はフォローアップを行う。おそらく、JICAガイドラインのA、B案件に当たると想定される。	貴国によるフォローアップについては、環境影響評価の手続き等を、適宜、確認いたします。
ホンジュラス	住民参加：住民参加を勧める政策があり、EIAでの3種事業は、住民参加が必要とされ、環境省は事業者には事業詳細を公開するよう、命令できる。JICAガイドラインの手続は、同等のものがホンジュラスにもあるが、実際にはうまく機能していない。	JICAはステークホルダーとの協議は重要と考えており、相手国政府にその実施をお願いします。また、必要な場合はJICAは支援を行ないます。
ホンジュラス	SEA：SEAは実施していない。環境省は、3種事業であれば、開発調査の参照情報を準備するが、SEAの内容は含んでいない。	ガイドラインでは、M/P調査にSEAの考え方を取り入れた調査を行います。個別案件ごとに具体的な調査項目や手法を検討し、支援をいたします。
ホンジュラス	法的枠組：JICAガイドラインと同様に、全ての環境関連法を準拠するとともに、これら法の見直しも検討している。人権保護に関する制度はない。対象セクターは、JICAや世銀のガイドラインと一致している。	人権配慮は、国連等による国別報告書の情報を入手するとともに、情報公開を行い、多様な意見を取り入れることで対応する予定です。
メキシコ	カテゴリA案件は、非常に多くのセクターに関わり、累積的・セクター横断的な調査、およびミティゲーションのためのSEAが必要である。	M/P調査において、SEAの考え方を反映させる予定です。
メキシコ	ガイドラインを生かすため、既存の住民参加制度の強化やシステム整備が必要。	ステークホルダー協議は、貴国が主体で実施していただきますが、JICAは必要な支援を行ないます。
メキシコ	生態系のミティゲーションが必要。	ミティゲーション方策としては回避が重要ですが、困難な場合でも最小化や代償を行います。
メキシコ	モニタリングやフォローアップの指標が必要。	事業の実施段階において、重要な影響のモニタリング結果を、相手国政府を通じて確認します。また、審査段階前に、環境影響評価の手続きを確認するためにフォローアップを行います。

国名	コメント概要	回答
ガーナ	毎年の要望調査時に、関係省庁から提出される案件について、環境ガイドラインをクリアしているかどうかをシステムティックに確認する必要があると考えている。具体的には、環境保護庁が案件をチェックする方法を検討している。（財務・経済計画省）	環境社会配慮を行ったプロジェクト形成は、円滑な協力を行う上で重要です。要請段階における環境社会配慮の手続きに期待しています。
ガーナ	ガイドラインは、シンプルな表現でわかりやすい。各ステージで、ステークホルダーと受入国の協議が設けられており、プロジェクト受益者の心配を明らかにすることを助けるので大変良い。省略語の説明を冒頭に載せるべき。また、カテゴリー毎に、手続きフローの図を載せるべき。（環境保護庁）	省略語の説明を加えます。手続きのフロー図については、相手国政府への説明用の資料として作成を検討します。
マラウイ	ガイドライン案は受入可能。マラウイは全てのインフラプロジェクトに対してEIAを行っており、JICAガイドラインを遵守することに大きな問題はない。	協力事業にガイドラインを適用する場合は、個々の事業ごとに相手国政府と協議の上、支援の内容を決定します。
ブルガリア	コメントは特になし。だが、M/PのS/Wでは、IEEが必要とあるが、SEAが要求されているのか明らかにしてほしい。	ガイドラインでは、M/PではSEAの考えを取り入れるよう促しています。具体的な手続きとしては、カテゴリA及びB案件の場合には、IEEレベルの調査が必要となります。
キルギス共和国	一般的には肯定的。財務省はネガティブな環境影響の最小化を目指すという重要な原則を理解した上で、必要な処置を取る予定。環境・防災省は、ガイドラインと環境社会配慮に関する情報を一般の人々に公開する意図に謝意を示した。	環境社会配慮を計画策定に反映させること、及び情報公開は重要と考えています。
シンガポール	コメントは特にありません。	
ソロモン	特段のコメントはありません。	